

平成十九年十月十六日受領
答弁第九六号

内閣衆質一六八第九六号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する再質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する再質問に対する答
弁書

一について

一般的に「北方四島の一括返還」が意味するところについては、先の答弁書（平成十九年十月二日内閣
衆質一六八第二八号）二についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号）二、三及び六について
でお答えしたとおりである。

三について

我が国が北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟
に対応する考えをとることとしたのは、ロシア側が千九百九十一年後半以降示してきた姿勢を踏まえたも
のである。

四及び五について

先の答弁書（平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号）二、三及び六についてでお答えしたとおりである。

六について

先の答弁書（平成十九年十月二日内閣衆質一六八第二九号）四及び五についてでお答えしたとおりである。

七について

御指摘の「記述の変更」は外務省として行ったものである。